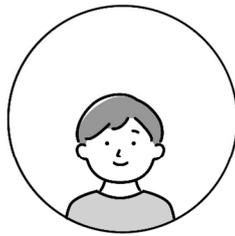
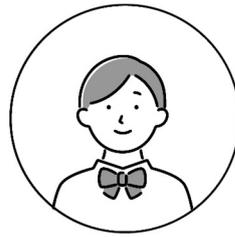
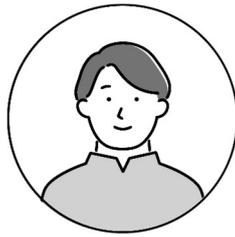


## 第 2 期

# 高千穂町男女共同参画基本計画



令和 4 年 3 月  
宮崎県高千穂町

## ごあいさつ

少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化の中、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の実現は、21世紀の最重要課題と国は位置づけています。

本町では、「男女共同参画基本法」の理念に基づき、平成 27 年には「高千穂町男女共同参画推進条例」を制定、平成 28年には「高千穂町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを、総合的かつ計画的に推進してきました。



しかしながら、令和3年8月に実施いたしました「男女共同参画社会のための町民意識調査」の結果によりますと、学校教育現場では男女平等の意識は広がりを見せているものの、依然として固定的な性別役割分担意識などのアンコンシャス・バイアス（無意識の偏ったものの見かた）が常態化している現状が見られます。引き続き、男女共同参画の視点を持った取り組みが大変重要となっています。

このため、近年の社会情勢や本町の男女共同参画社会のための町民意識調査等を踏まえ、第2期高千穂町男女共同参画基本計画」を策定しました。

今後も本計画に基づき、家庭、地域、職場などあらゆる場面で、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力が十分発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、地域社会全体で取り組みを進める必要がございます。町民の皆様、事業者や関係機関各位のさらなるご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり町民意識調査にご協力いただきました町民の皆様をはじめ様々な立場から貴重なご意見をいただきました高千穂町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、関係各位に対し心から感謝申し上げます。

令和4年3月

高千穂町長

甲斐宗之

# 目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	1
第2章 計画策定の背景.....	2
1. 国内外の動き.....	2
2. 本町の動き.....	3
3. 本町の現状.....	4
4. 男女共同参画に関する町民意識の動向.....	8
5. 前回計画の評価・検証.....	19
第3章 計画の基本的な考え方.....	20
1. 計画の基本理念.....	20
2. 計画の基本目標.....	21
3. 計画の体系.....	22
第4章 計画の内容.....	23
I 男女共同参画社会の実現のための基盤づくり.....	23
II あらゆる分野における男女の活躍の推進.....	26
III 多様性が尊重される安全・安心な暮らしの実現.....	32
第5章 計画の推進及び数値目標.....	39
1. 町の推進体制.....	39
2. 関係機関との連携・協働.....	39
3. 数値目標.....	39
参考資料.....	41
高千穂町男女共同参画推進条例.....	41
高千穂町男女共同参画審議会規則.....	45
高千穂町男女共同参画審議会委員.....	46

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女共同参画社会基本法」第 2 条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。

国においては、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、国際社会と連動した男女平等の実現とともに、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成 27 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を制定し、仕事と家庭を両立できる環境の整備など職業生活における女性の活躍推進により、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

近年、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整備されています。しかし、男女共同参画社会の実現が必ずしも十分に進んでいるとはいえない状況であり、現在でも性別による役割分担意識が根強く残るなど、男女の不平等はまだまだ解消されていないのが現状です。今後はより一層、持続可能かつ国際社会に調和した社会の実現に向けた男女共同参画に関する取り組みの充実が求められます。

高千穂町（以下、「本町」という。）ではこのような状況を踏まえ、また、平成 28 年に策定した「高千穂町男女共同参画基本計画（高千穂町 DV 防止基本計画）」（以下、「前回計画」という。）の計画期間が令和 3 年度で満了することを受け、今後の本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るための計画として「第 2 期高千穂町男女共同参画基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき策定するものであり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV 防止法」という。）」第 2 条の 3 第 3 項及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく計画とするものです。

また、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び県の「第 4 次みやざき男女共同参画プラン」を踏まえるとともに、「高千穂町長期総合計画」やその他の関連計画との整合を図り策定します。

## 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。なお、社会情勢の変化などへの対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 国内外の動き

#### (1) 国際的な動向

国際的な動向として、近年では、「北京宣言及び行動綱領」の採択から20年にあたることを記念し、平成27年に「北京+20」（第59回国連婦人の地位委員会）がニューヨークの国連本部で開催されました。そこでは、「北京宣言及び行動綱領」実施の進捗が遅く、不均衡であることを憂慮し、具体的な行動をとることが表明され、また、男性及び男児の関与の重要性についても述べられました。

同年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、<sup>※1</sup>持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「<sup>※2</sup>ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児の<sup>※3</sup>エンパワーメントを図る」ことがあげられるなど、女性の地位向上と参画を早急に実現していくことの重要性が世界的に認識されています。

#### (2) 国の動向

国においては、昭和50年の「国際婦人年」を契機に、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、平成27年には、女性の採用・登用・能力開発などのため、「女性活躍推進法」が成立し、女性の活躍に関する状況の把握と「事業主行動計画」の策定及び公表が義務付けられるなど、女性の職業生活における活躍の迅速かつ重点的な取り組みが推進されています。

政治分野においては、平成30年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、国や地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とされています。

また、労働面の改革として、平成30年に「働き方改革関連法」が制定されました。この法律では、個々の事情に応じて多様な働き方を選択できる社会を実現し、一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しており、結果としてワーク・ライフ・バランスの実現を目指す施策が講じられています。

令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、新型コロナウイルス感染症による社会情勢や、それに伴うライフスタイル変化への対応などを解決していくため、世代を超えた男女の理解のもと、様々な取り組みが講じられています。

※1 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

※2 「ジェンダー」とは、「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー/gender）と言います。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪い価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

※3 「エンパワーメント」とは、本来は英語の「パワー（力）」からきており、「力をつけること」という意味です。ここでいう力とは、自分の意見を述べたり、社会に働きかけたり、動かしたりする力であり、それを可能にするための知識や能力を身につけることも含まれます。単に個人的に能力を高めるだけではなく、それを社会的に使う力を言います。

### (3) 県の動向

宮崎県においては、男女共同参画社会基本法第14条に規定されている「都道府県男女共同参画計画」として、「みやざき男女共同参画プラン」を平成14年に策定し、総合的な施策の展開を図ってきました。

また、平成15年には「宮崎県男女共同参画推進条例」を制定し、県と県民、事業者が一体となって男女共同参画社会づくりに取り組んでいくこととしています。

その後、平成19年に「みやざき男女共同参画プラン(改訂版)、平成24年に「第2次みやざき男女共同参画プラン」、平成29年に「第3次みやざき男女共同参画プラン」を策定しています。

今後も引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくため、令和2年に「男女共同社会づくりのための県民意識調査」を実施し、令和4年には「第4次みやざき男女共同参画プラン」を策定する予定です。

## 2. 本町の動き

本町においては、平成15年に女性行政に関する施策についての推進を図るために、「高千穂町女性行政推進会議」(平成23年に「高千穂町男女共同参画推進会議」に改称)を設置しました。

平成27年には「高千穂町男女共同参画推進条例」を施行し、町と町民、事業者が一体となって、より一層男女共同参画社会の実現に取り組んでいくこととしています。

また、男女共同参画に関する町民の意見や実態等を把握することを目的に、平成24年には「男女共同参画社会づくりのための職員意識調査」、平成27年には「男女共同参画社会づくりのための町民意識調査」を実施し、今後の目指すべき男女共同参画社会の形成の促進を図っていくために、平成28年に前回計画を策定しました。

### 3. 本町の現状

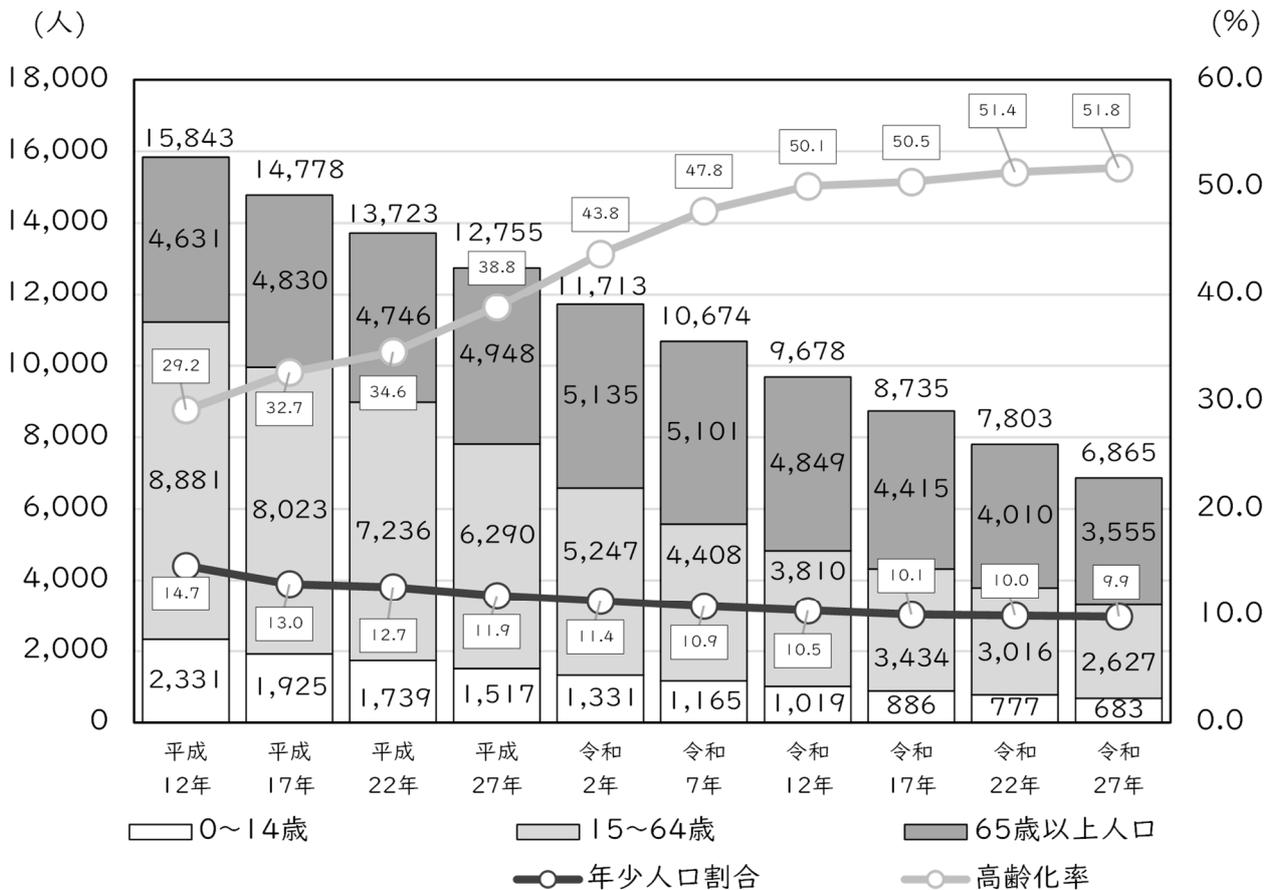
#### (1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

本町の人口は、平成12年から令和2年の間で4,130人減少しています。今後も人口減少が進み、令和27年には6,865人になると予測されています。また、年齢3区分別にみても、年少人口割合が年々わずかに減少している一方で、高齢化率は上昇しており、令和12年には50%を超え、人口の半分以上が65歳以上となることが見込まれます。

1人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す「合計特殊出生率」は、平成5年以降減少しており、平成25～29年では、1.82となっています。宮崎県平均や全国平均を上回っているものの、人口を維持するのに必要といわれている2.07を下回るなど、少子化の進行がみられます。少子化の要因としては、晩婚化や未婚率の上昇、ライフスタイルの多様化などがあると考えられますが、これには根強い固定的性別役割分担意識や、仕事優先の雇用環境下での家庭と仕事の両立に対する負担感も影響しています。

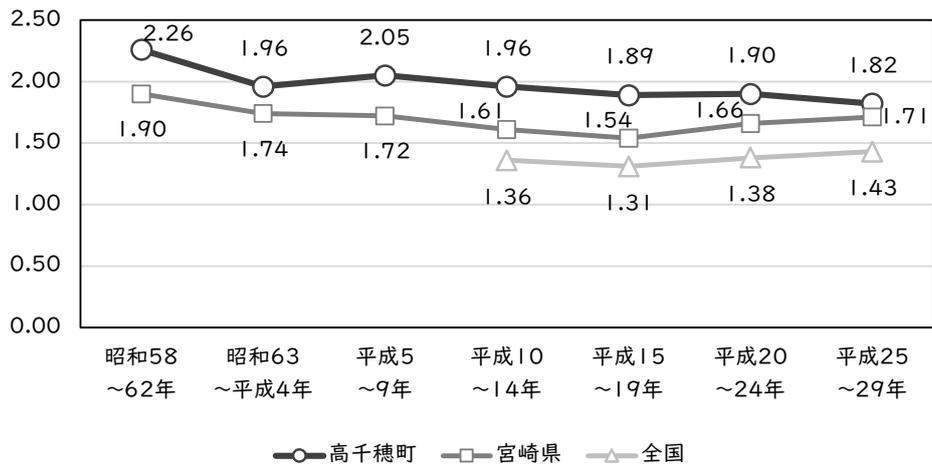
また、本町の令和3年の人口構成をみると、60～74歳のいわゆる団塊の世代を含む人口が多くなっています。一方で、20～24歳の人口が少なくなっており、進学や就職などで本町を出ていく等の理由がうかがえます。今後も高齢化が進んでいくことが予測されることから、いかに活力ある地域を維持できるかが課題となります。

◇年齢3区分別人口・高齢化率・年少人口割合の推移



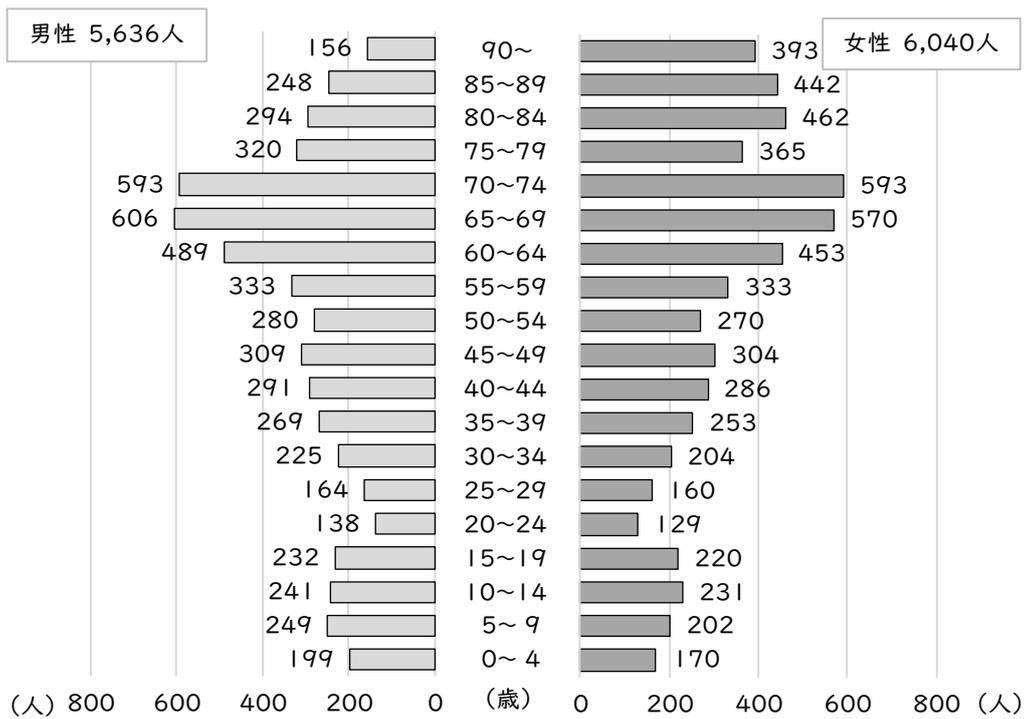
資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」  
平成27年は実績値、令和2年からは推計値

◇合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計特殊報告

◇人口ピラミッド(令和3年9月30日現在)



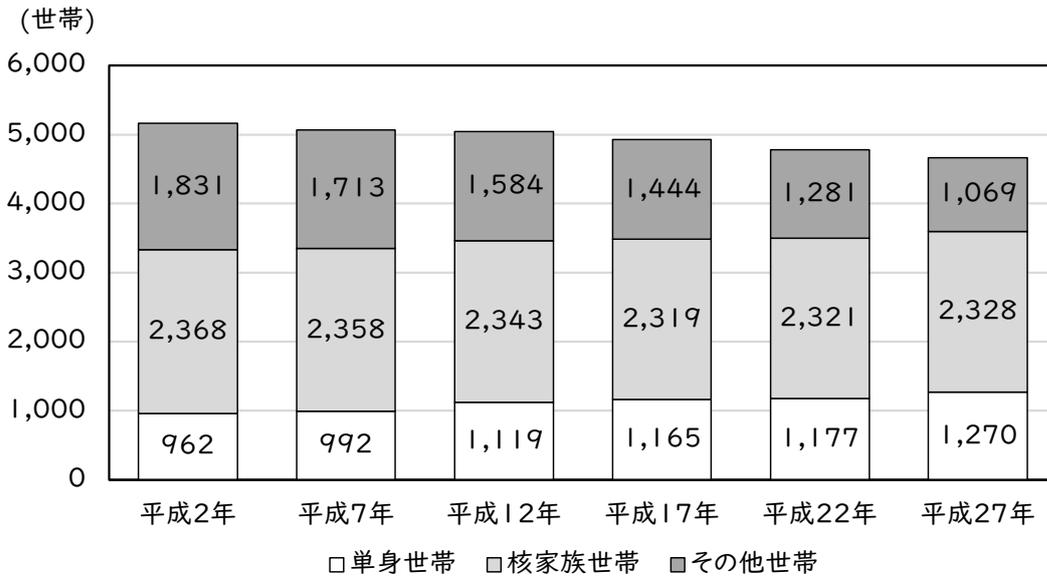
資料:住民基本台帳

## (2) 家族形態の変化

本町の家族構成は世帯規模の縮小が進行しており、単身世帯（一人暮らし世帯）が増加しています。核家族世帯も平成17年以降増加しています。

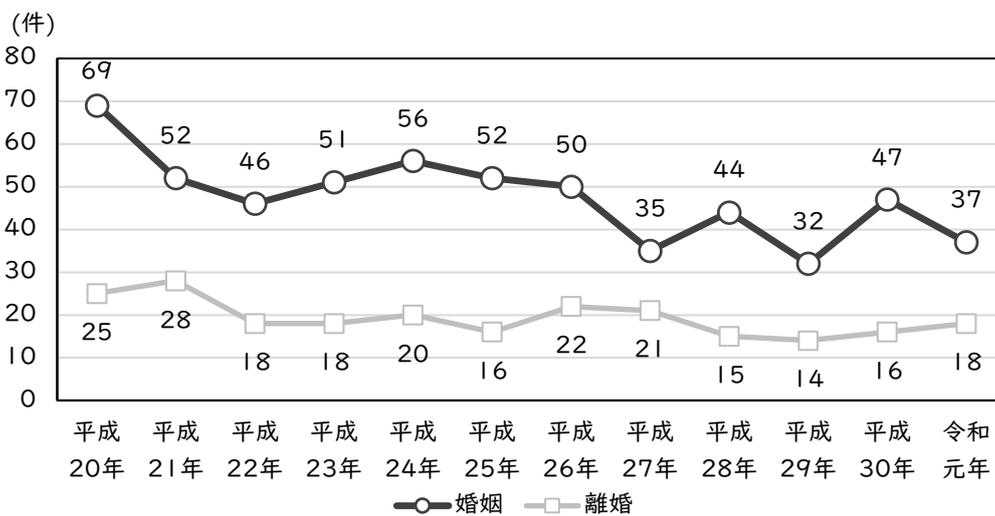
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は、平成20年の69件から、平成27年以降は30～40件台で推移しており、離婚件数は平成20年以降、10～20件台前後で推移しています。個人の価値観やライフスタイルの多様化が進むとともに、結婚に対する意識の変化がみられます。

◇一般世帯数の推移



資料：国勢調査

◇婚姻・離婚件数の推移



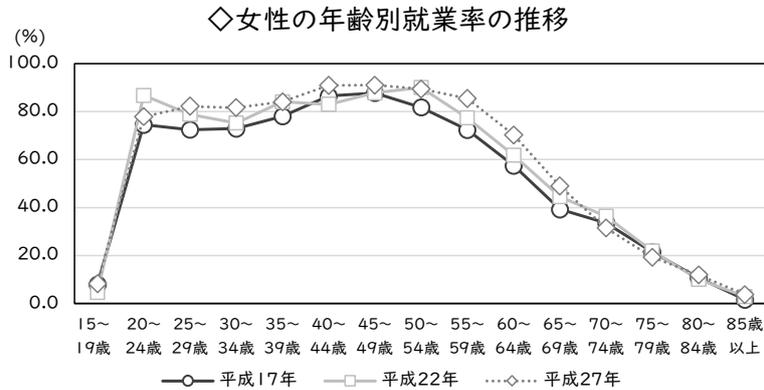
資料：人口動態調査

(3) 女性の就業率の変化と意思決定の場における女性の参画状況

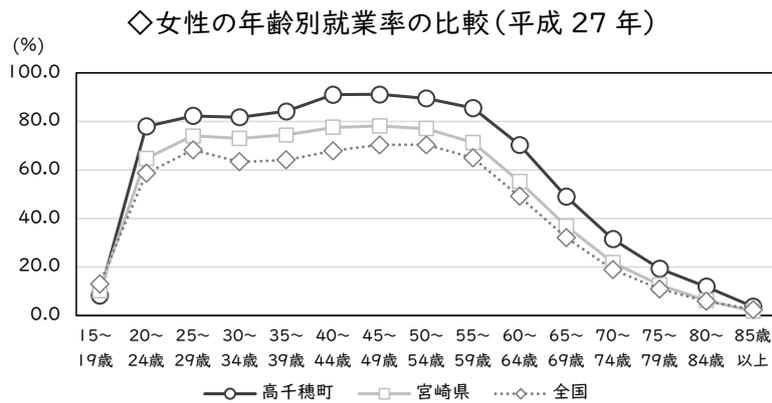
本町の、女性の年齢別就業率の推移をみると、30～34歳で深くなっていくグラフにおいてM字カーブの谷が、平成27年以降は浅く、女性の社会進出が進展している様子がうかがえます。

また、宮崎県、全国と比較してもすべての年代で上回っており、女性の働くことへの意識の高さがうかがえます。

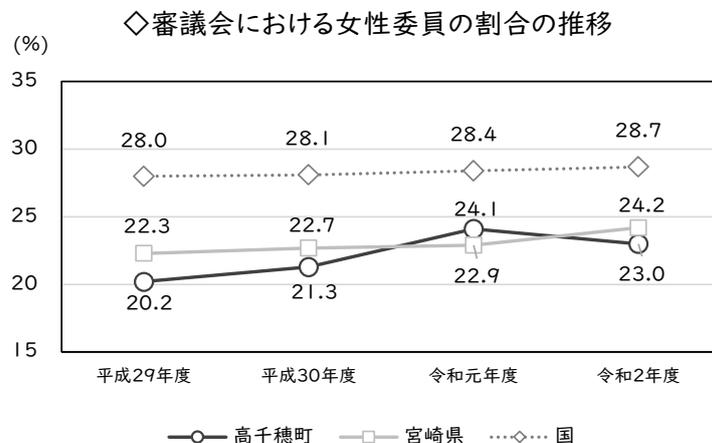
審議会における女性委員の割合の推移をみると、令和元年度を除いて、国・宮崎県の割合を下回っており、20～24%台で推移しています。女性が政策・方針決定過程等、意思決定の場でも自分らしく活躍できるよう、環境づくりが必要です。



資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

## 4. 男女共同参画に関する町民意識の動向

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、町民を対象とした意識調査を実施し、男女共同参画に対する考え方や意識等の実態を把握しました。

調査の概要は以下の通りです。

### 〈調査概要〉

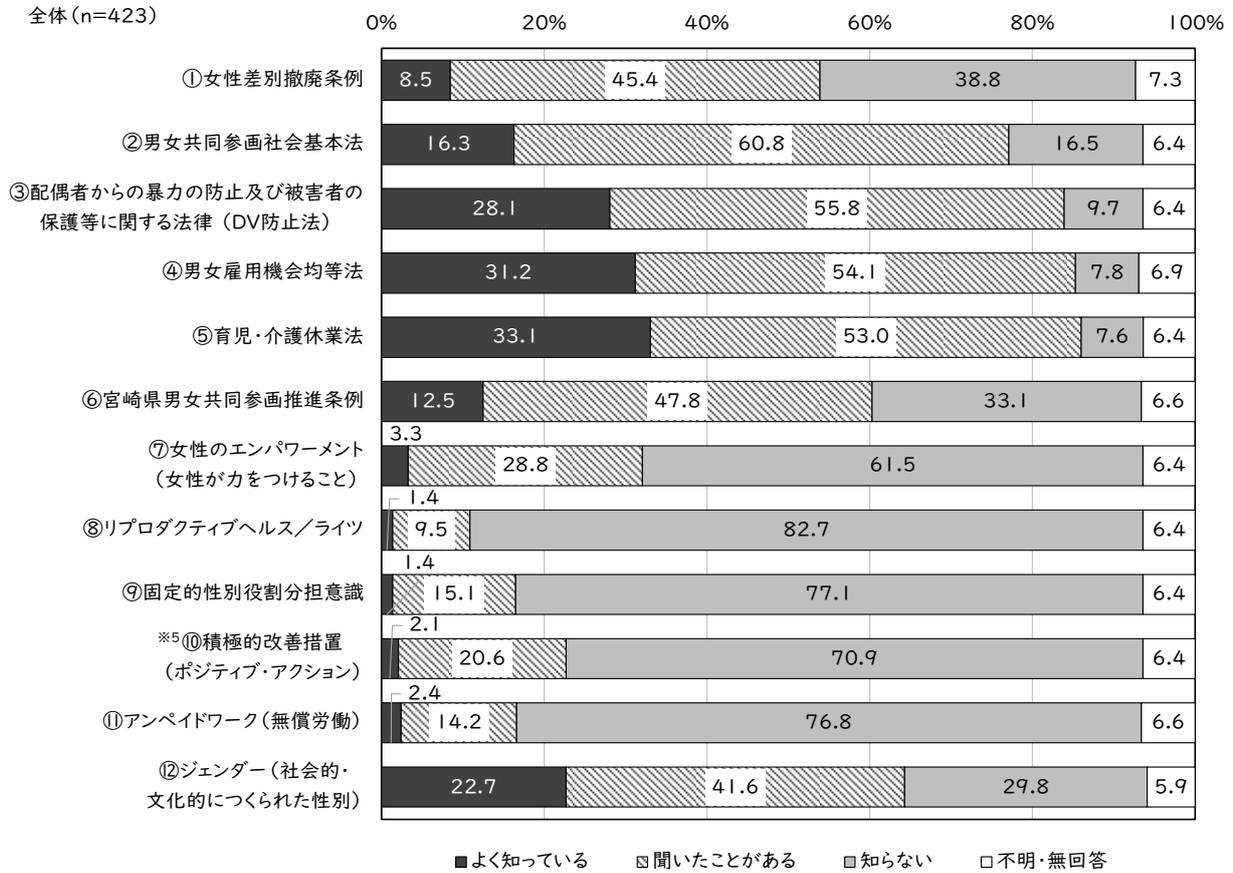
- ◇調査対象者：町内在住の18歳以上の方1,000名（無作為抽出）
- ◇調査期間：令和3年8月23日（月）～9月3日（金）
- ◇調査方法：郵送配布・郵送回収による本人記入方式

### 〈回収結果〉

- ◇配布数：1,000件
- ◇有効回収数：423件
- ◇有効回収率：42.3%

■男女共同参画に関する言葉の認知度について

知っている言葉についてみると、「よく知っている」では「育児・介護休業法」、「聞いたことがある」では「男女共同参画社会基本法」、「知らない」では「※4リプロダクティブヘルス/ライツ」が、それぞれ最も高くなっています。



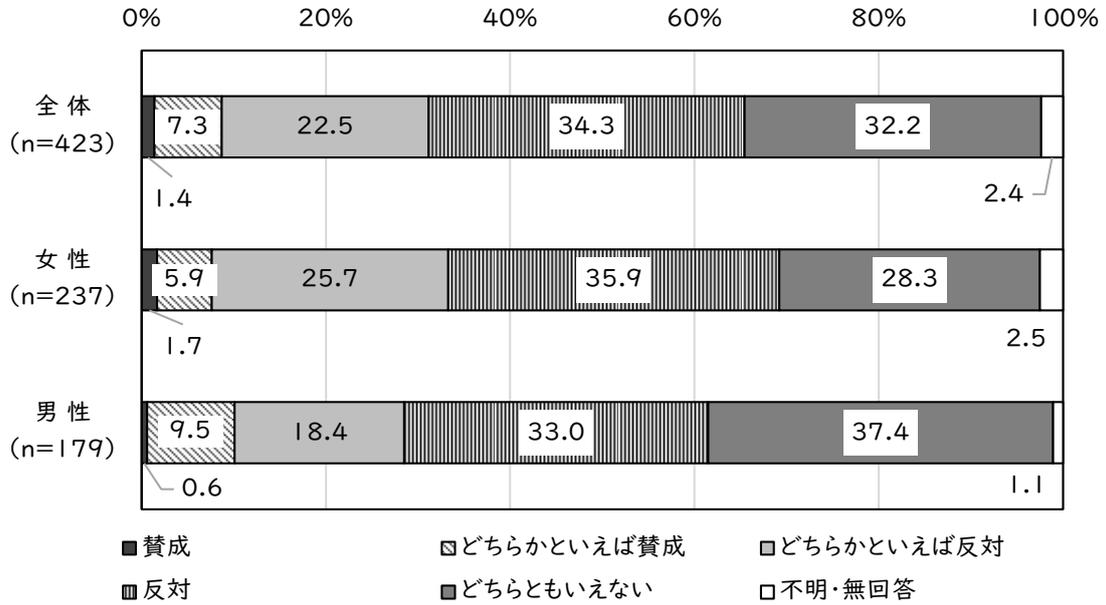
※4 「リプロダクティブヘルス/ライツ」とは、生殖に関する「健康」と「権利」のことです。「健康」としては、安全で満足できる性生活、安全な出産などが、「権利」としては、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」、「何人」、「子どもを産むか、産まないか」を決定する自由、性・生殖に関する適切な情報とサービスを得られる権利などがあげられます。

※5 「積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)」とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することです。例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等があります。

■ 固定的性別役割分担意識について

「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、「反対」が 34.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が 32.2%、「どちらかといえば反対」が 22.5%となっています。

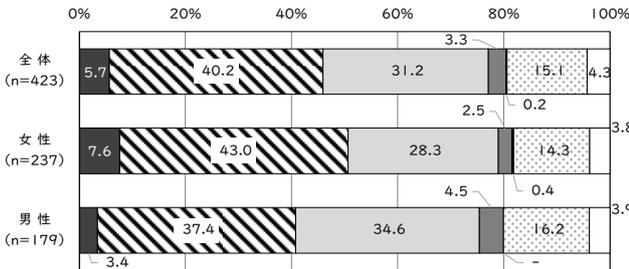
性別にみると、「どちらともいえない」では男性が女性を 9.1 ポイント上回っています。



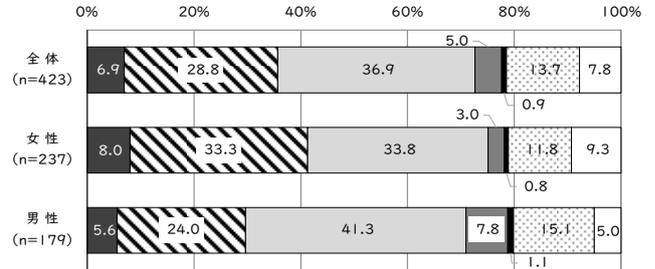
■男女の平等感について

各分野で男女は平等になっているかについてみると、「政治の場で」「社会通念・慣習・しきたりなどで」「社会全体で」では『男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の計）』、「学校教育の場で」では「平等である」が、それぞれ他の分野に比べて高くなっています。

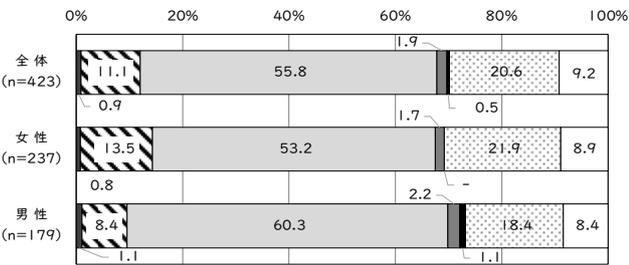
①家庭生活の場で



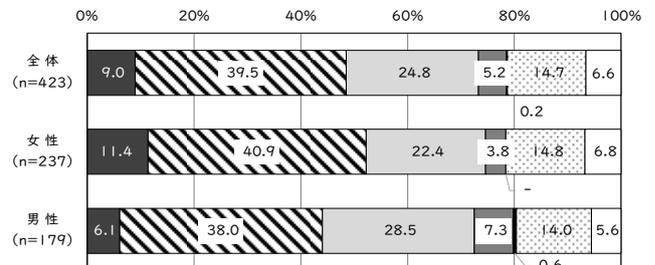
②職場で



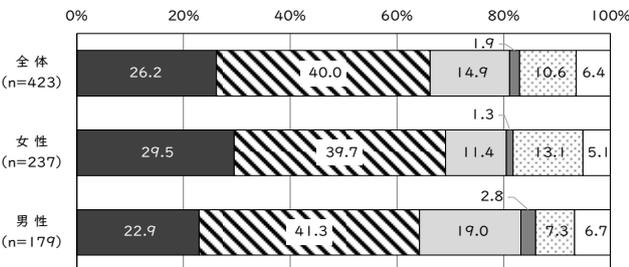
③学校教育の場で



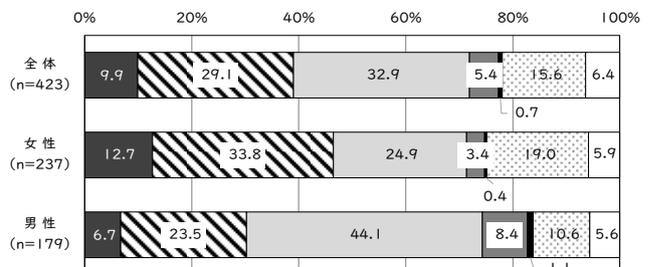
④地域社会(町内会、自治会など)で



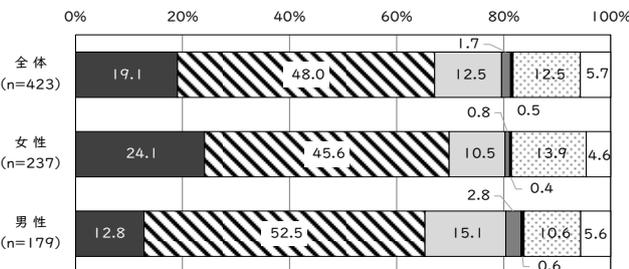
⑤政治の場で



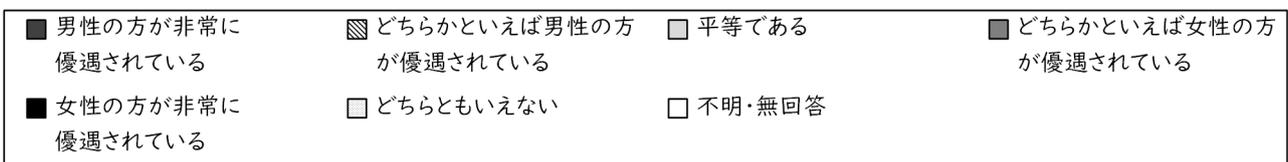
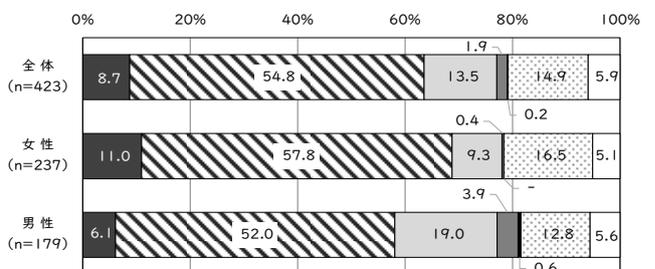
⑥法律や制度の上で



⑦社会通念・慣習・しきたりなどで



⑧社会全体で



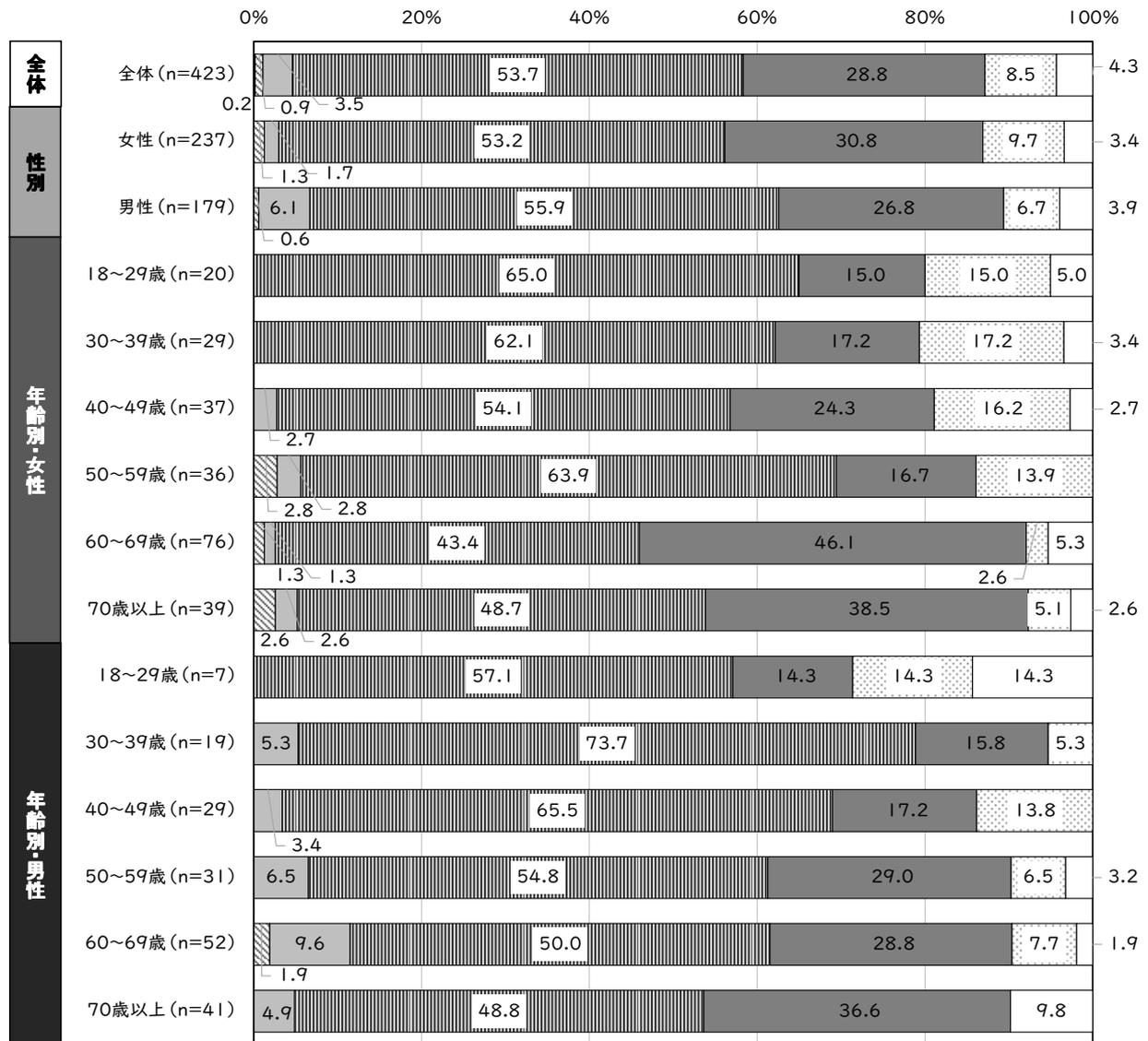
■女性の就業について

女性の就業についてどのような考えを持っているかについてみると、「子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい」が 53.7%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が 28.8%となっています。

性別にみると、大きな差はみられません。

女性の年齢別にみると、60～69 歳、70 歳以上では「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が他の年齢と比べて高くなっています。

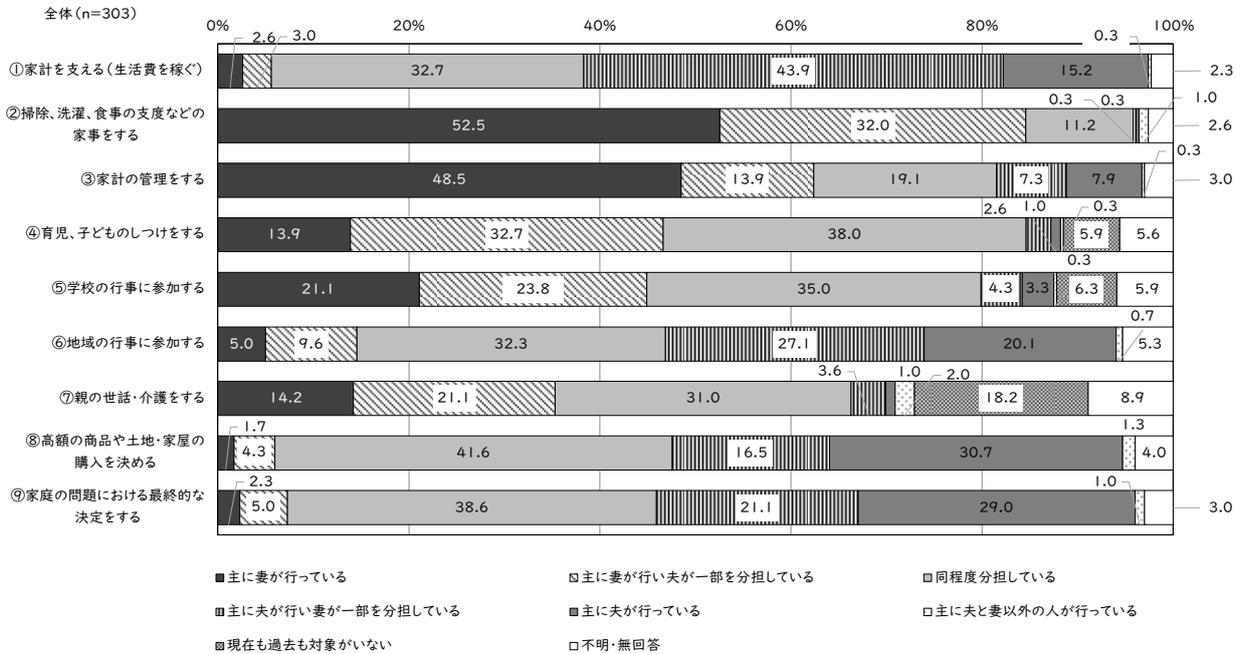
男性の年齢別にみると、概ね年齢が上がるにつれて「子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」が高くなっています。



- 女性は仕事をもたない方がよい
- 子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
- 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 不明・無回答
- 結婚するまでは、仕事をもつ方がよい
- 子どもができてみずっと仕事を続ける方がよい
- その他

■夫婦の家庭内での役割分担について

家庭内の仕事について、理想としてどのように分担するのがよいかについてみると、「家計を支える（生活費を稼ぐ）」では『主に夫（「主に夫が行っている」「主に夫が行い妻が一部を分担している」）』、「掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする」「家計の管理をする」では『主に妻（「主に妻が行っている」「主に妻が夫が一部を分担している」）』が、それぞれ他の家庭内の仕事と比べて高くなっています。



※④、⑤、⑦にのみ、選択肢「現在も過去も対象がない」があります。

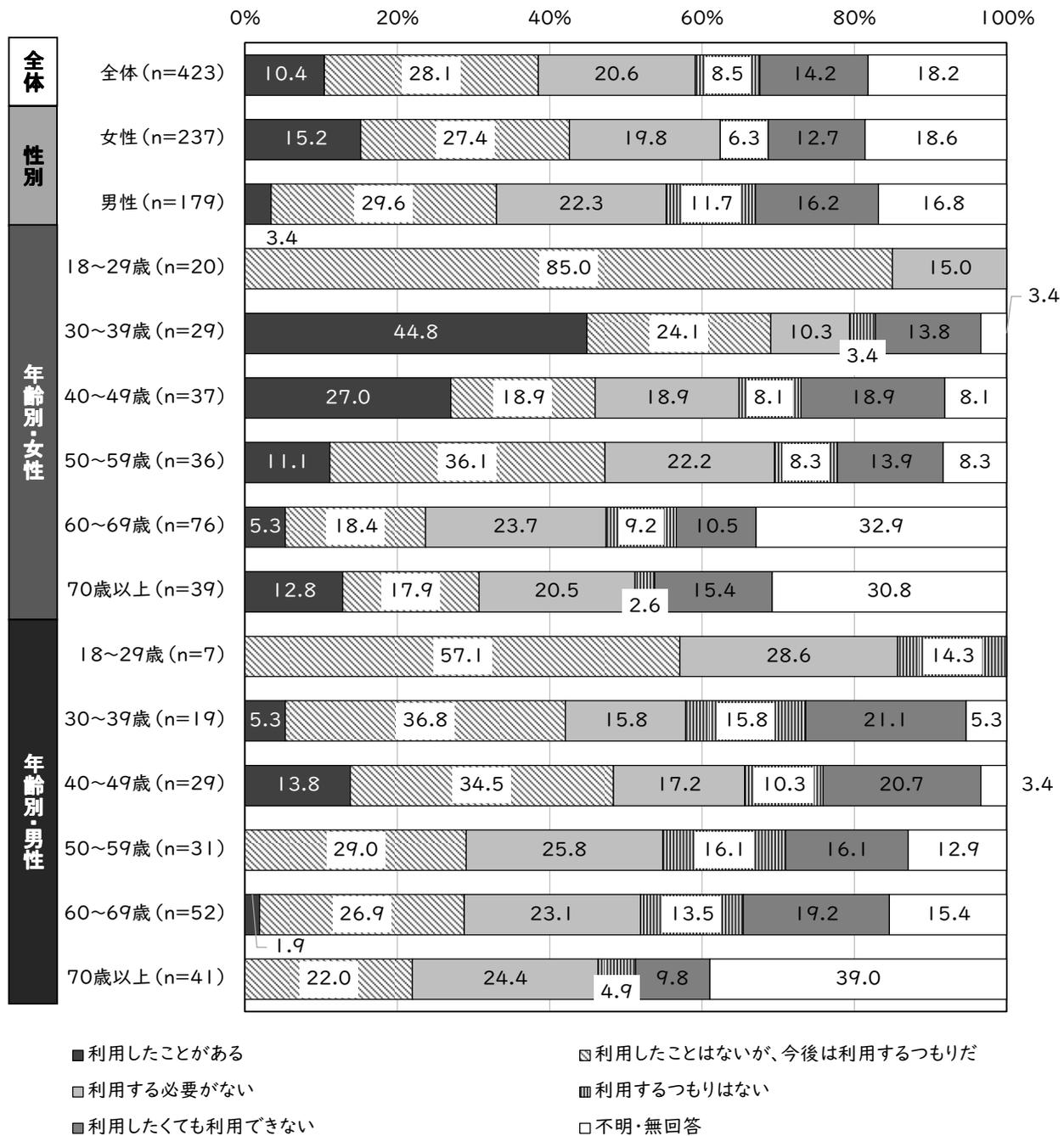
■ 育児・介護に関する考えについて

「育児・介護休業制度」を利用したことがあるか、また、利用したいと思うかについてみると、「利用したことはないが、今後は利用するつもりだ」が28.1%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が20.6%、「利用したくても利用できない」が14.2%となっています。

性別にみると、「利用したことがある」では女性が男性を11.8ポイント上回っています。

女性の年齢別にみると、30~39歳から概ね年齢が上がるにつれて「利用したことがある」が低くなっています。

男性の年齢別にみると、年齢が上がるにつれて「利用したことはないが、今後は利用するつもりだ」が低くなっています。



■女性の政策等参画について

民間における女性の管理職の登用や、自治会長、議員等、意思決定の場において女性の参画が少ない理由についてみると、「これまでの組織運営が男性中心であったから」が69.3%と最も高く、次いで「女性の参画を積極的に進めよう意識している人が少ない」が39.2%、「女性側の積極性が十分でない」が35.2%となっています。

性別にみると、大きな差はみられません。

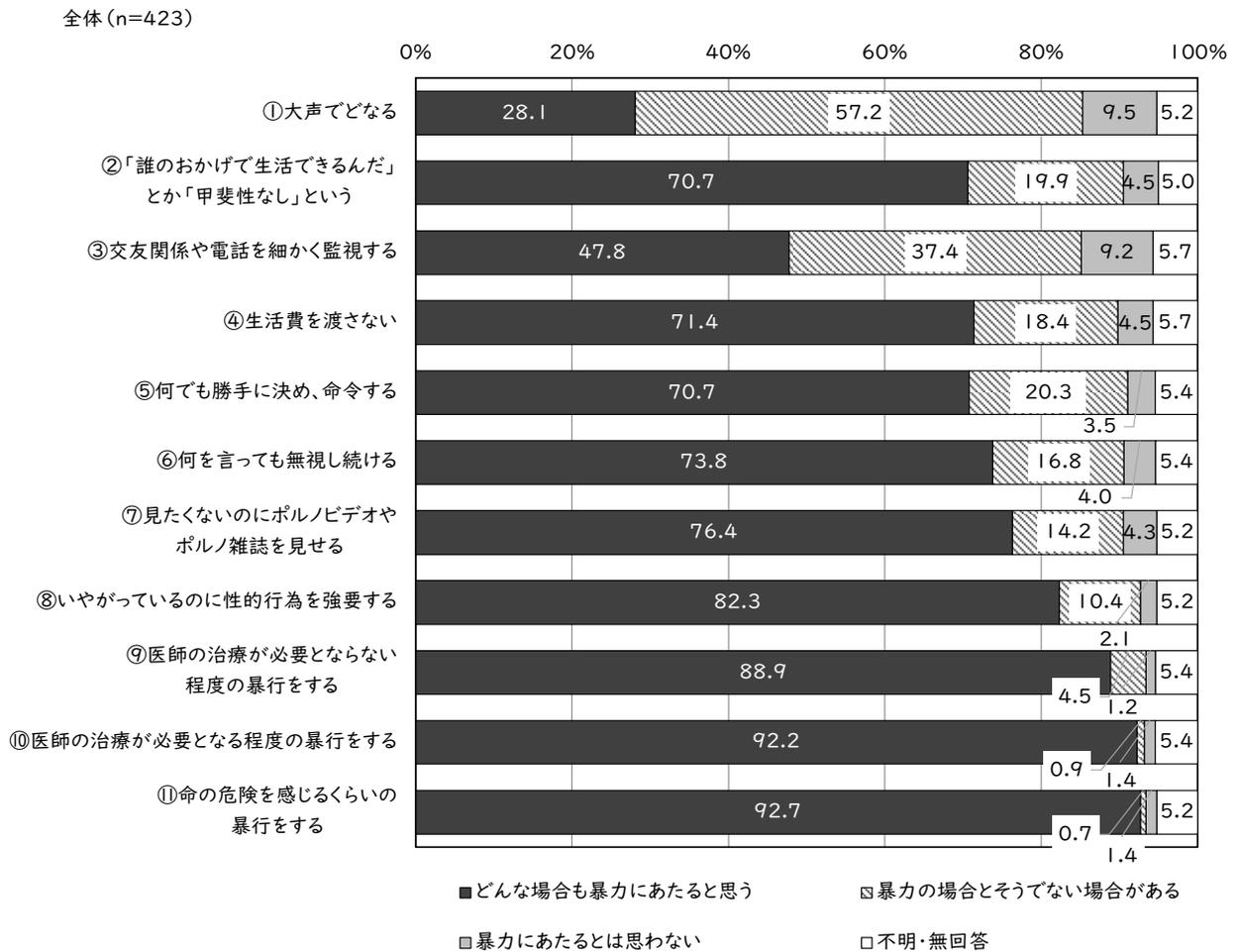
女性の年齢別にみると、30～39歳では「家庭、職場、地域における性別役割分担や性差別の意識」が他の年齢と比べて高くなっています。

男性の年齢別にみると、40～49歳、60～69歳では「女性側の積極性が十分でない」が他の年齢と比べて高くなっています。

単位：%		であつたから組織運営が男性中心	家族の支援・協力が得られない	女性の能力開発の機会が不十分	女性の活動を支援するネットワーク	性別役割分担や地域における意識	女性側の積極性が十分でない	意識している人が積極的に進めよう	その他	不明・無回答
全体 (n=423)		69.3	19.6	19.1	18.4	30.5	35.2	39.2	0.9	5.2
性別	女性 (n=237)	71.3	19.0	18.6	16.9	29.5	35.0	40.5	0.8	5.1
	男性 (n=179)	67.0	20.7	20.1	21.2	31.8	36.3	38.0	1.1	4.5
年齢別・女性	18～29歳 (n=20)	80.0	15.0	10.0	25.0	30.0	15.0	30.0	-	5.0
	30～39歳 (n=29)	72.4	10.3	17.2	10.3	58.6	37.9	37.9	-	-
	40～49歳 (n=37)	73.0	32.4	24.3	21.6	29.7	35.1	24.3	2.7	2.7
	50～59歳 (n=36)	63.9	27.8	13.9	25.0	16.7	44.4	36.1	-	2.8
	60～69歳 (n=76)	73.7	10.5	22.4	10.5	26.3	34.2	48.7	1.3	7.9
	70歳以上 (n=39)	66.7	23.1	15.4	17.9	25.6	35.9	51.3	-	7.7
年齢別・男性	18～29歳 (n=7)	71.4	-	42.9	42.9	42.9	28.6	14.3	-	-
	30～39歳 (n=19)	89.5	15.8	15.8	21.1	52.6	36.8	31.6	-	-
	40～49歳 (n=29)	51.7	31.0	10.3	20.7	44.8	41.4	48.3	-	-
	50～59歳 (n=31)	67.7	22.6	9.7	16.1	41.9	22.6	32.3	3.2	3.2
	60～69歳 (n=52)	67.3	21.2	26.9	26.9	21.2	44.2	32.7	1.9	5.8
	70歳以上 (n=41)	65.9	17.1	24.4	14.6	17.1	34.1	48.8	-	9.8

■暴力に関する意識について

あなたの夫や妻または恋人からの暴力だと思うことについてみると、「大声でどなる」「交友関係や電話を細かく監視する」では「暴力の場合とそうでない場合がある」が他に比べて高くなっています。



■防災における性別への配慮について

防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことについてみると、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等）」が70.0%と最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」が43.5%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が39.5%となっています。

性別にみると、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」では女性が男性を9.8ポイント上回っています。

単位:%		授乳室、洗濯干場等	避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、洗濯干場等）	避難所の運営の責任者に男女がともに配置され、被災者対応に男女両方の視点が入ること	災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）	公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮	被災者に対する相談体制	防災会議に男女両方の視点がともに参画し、防災計画に男女両方の視点がともに参画すること	災害対策本部に男女両方の視点がともに配置され、災害時に男女両方の視点がともに参画すること	参画し、旧・復興対策計画に男女両方の視点がともに参画すること	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体 (n=423)		<b>70.0</b>	39.5	43.5	18.7	17.7	25.8	28.1	25.1	0.5	0.7	3.8	
性別	女性 (n=237)	<b>67.1</b>	43.9	43.0	21.1	15.6	24.5	29.1	27.0	0.4	0.8	3.4	
	男性 (n=179)	<b>74.3</b>	34.1	44.7	15.6	20.1	28.5	27.9	22.3	0.6	0.6	3.4	
年齢別・女性	18~29歳 (n=20)	<b>80.0</b>	35.0	45.0	20.0	5.0	15.0	40.0	20.0	-	5.0	-	
	30~39歳 (n=29)	<b>65.5</b>	51.7	51.7	13.8	3.4	20.7	41.4	31.0	-	-	-	
	40~49歳 (n=37)	<b>78.4</b>	48.6	48.6	21.6	13.5	18.9	27.0	21.6	-	-	2.7	
	50~59歳 (n=36)	<b>69.4</b>	41.7	47.2	27.8	22.2	27.8	25.0	19.4	-	-	2.8	
	60~69歳 (n=76)	<b>57.9</b>	47.4	31.6	22.4	18.4	26.3	27.6	32.9	-	-	6.6	
	70歳以上 (n=39)	<b>66.7</b>	33.3	48.7	17.9	20.5	30.8	23.1	28.2	2.6	2.6	2.6	
年齢別・男性	18~29歳 (n=7)	<b>85.7</b>	14.3	42.9	-	28.6	28.6	14.3	14.3	-	-	14.3	
	30~39歳 (n=19)	<b>84.2</b>	42.1	31.6	42.1	5.3	36.8	21.1	10.5	-	-	-	
	40~49歳 (n=29)	<b>79.3</b>	27.6	62.1	10.3	27.6	24.1	17.2	13.8	-	-	3.4	
	50~59歳 (n=31)	<b>77.4</b>	32.3	51.6	29.0	12.9	35.5	32.3	12.9	3.2	-	-	
	60~69歳 (n=52)	<b>75.0</b>	34.6	48.1	9.6	25.0	30.8	25.0	32.7	-	-	1.9	
	70歳以上 (n=41)	<b>61.0</b>	39.0	29.3	7.3	19.5	19.5	41.5	29.3	-	2.4	7.3	

■男女共同参画社会の実現のために本町が取り組むことについて

「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、町は特にどのようなことに力を入れたらよいと思うかについてみると、「働きやすい職場環境の整備」が57.2%と最も高く、次いで「学校教育における男女平等教育の推進」が41.1%、「保育・介護に関する福祉の充実」が38.5%となっています。

性別にみると、「保育・介護に関する福祉の充実」では女性が男性を8.5ポイント上回っています。

単位:%		学校教育における男女平等教育の推進	女性の社会的自立を目指す講座等の推進	報・啓発活動の充実	男女共同参画社会づくりについての広	福祉、健康、労働などの相談業務	働きやすい職場環境の整備	行政の審議会に女性委員を増やすなど、女性の行政への参画の推進	相談、教育などを行う施設の情報提供や交流、男女共同参画に関する情報提供や交流、	保育・介護に関する福祉の充実	地域活動やボランティア活動の支援	町の推進体制の充実	その他	不明・無回答
全体 (n=423)		41.1	11.1	21.5	10.6	<b>57.2</b>	17.0	16.3	38.5	9.2	21.0	2.1	6.6	
性別	女性 (n=237)	39.7	11.8	18.1	12.2	<b>59.1</b>	14.8	14.3	42.6	9.3	21.9	1.3	5.5	
	男性 (n=179)	42.5	10.1	26.3	8.9	<b>55.9</b>	20.7	18.4	34.1	8.9	19.6	2.8	7.8	
年齢別・女性	18~29歳 (n=20)	25.0	20.0	25.0	25.0	<b>80.0</b>	10.0	10.0	55.0	5.0	5.0	-	5.0	
	30~39歳 (n=29)	58.6	10.3	3.4	3.4	<b>75.9</b>	13.8	20.7	51.7	-	17.2	3.4	-	
	40~49歳 (n=37)	40.5	10.8	10.8	10.8	<b>64.9</b>	16.2	13.5	37.8	2.7	21.6	-	10.8	
	50~59歳 (n=36)	36.1	8.3	16.7	8.3	<b>55.6</b>	8.3	13.9	41.7	11.1	25.0	5.6	2.8	
	60~69歳 (n=76)	35.5	11.8	22.4	13.2	<b>52.6</b>	19.7	17.1	35.5	10.5	25.0	-	6.6	
	70歳以上 (n=39)	43.6	12.8	25.6	15.4	46.2	12.8	7.7	<b>48.7</b>	20.5	25.6	-	5.1	
年齢別・男性	18~29歳 (n=7)	<b>100.0</b>	-	-	-	71.4	14.3	28.6	57.1	-	-	-	-	
	30~39歳 (n=19)	42.1	15.8	21.1	5.3	<b>78.9</b>	21.1	10.5	36.8	5.3	26.3	-	5.3	
	40~49歳 (n=29)	58.6	3.4	20.7	6.9	<b>72.4</b>	20.7	3.4	41.4	-	24.1	-	6.9	
	50~59歳 (n=31)	45.2	12.9	16.1	12.9	<b>58.1</b>	16.1	25.8	29.0	16.1	12.9	-	6.5	
	60~69歳 (n=52)	30.8	11.5	25.0	9.6	<b>51.9</b>	25.0	17.3	36.5	13.5	11.5	7.7	9.6	
	70歳以上 (n=41)	34.1	9.8	<b>46.3</b>	9.8	34.1	19.5	26.8	24.4	7.3	31.7	2.4	9.8	

## 5. 前回計画の評価・検証

前回計画の進行管理として、4つの基本目標ごとに定めた数値目標の達成状況は以下の通りです。町民意識調査や町の統計資料を基に評価を行いました。

### 【評価基準】

A：平成28年度の目標値を達成　B：平成28年度の目標値は達成できていないが策定時より改善  
C：策定時からほぼ変化せず　D：策定時より悪化

基本目標	管理目標	策定時 (平成28年度)	目標値 (令和3年度)	現状値 (令和3年度)	評価	
基本目標1 男女共同参画 社会づくりに向けた 意識の改革	「男女共同参画」に関する言葉*1を 「知っている」人の割合	49.0%	70.0%	53.2%	B	
	男女の平等感について、社会全体で 「平等である」と思う人の割合	17.7%	50.0%	13.5%	D	
	男女共同参画に関する講座等開催	0回/年度	1回/年度	1回/年度	A	
基本目標2 男女が多様な分野 で活躍できる環境 の整備	「男は仕事、女は家庭」という考え方について「そう思わない」人の割合	43.0%	60.0%	56.8%	B	
	「育児・子どものしつけ」について主に 女性と回答した人の割合	66.0%	40.0%	46.6%	B	
	「親の世話・介護をする」について主に 女性と回答した人の割合	70.0%	50.0%	35.3%	A	
	審議会など委員に占める女性の 割合	12.7%	30.0%	24.8%	B	
	男性職員(町職員)の育児休業の 取得割合	0%	13.0%	0%	C	
基本目標3 男女の人権が尊重 され誰もが安心 して暮らせる 社会の構築	生涯を通 じた心身 の健康支 援	*2特定健診受診率	52.2%	60.0%	48.5%	C
		*2乳がん検診受診率	21.9%	50.0%	9.6%	—
		*2子宮がん検診受診率	12.1%	50.0%	16.9%	—
		*2大腸がん検診受診率	32.5%	50.0%	17.4%	—
基本目標4 男女の人権を 侵害するあらゆる 暴力の根絶	「配偶者暴力防止法(DV防止法)」を 知っている人の割合	34.0%	70.0%	83.9%	A	
	「身体におよぶ暴力を受けたことがあ る」女性*3の割合	11.2%	0%	2.9%	B	

\*1 男女平等に関する言葉は「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性のエンパワーメント」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「固定的性別役割分担意識」「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)」の各項目について「知っている(「よく知っている」「聞いたことがある」の合計)」と回答した人の割合の平均を指します。

\*2 検診の受診率は令和2年度の現状値となります。がん検診は平成28年度策定時と令和3年度(令和2年度)で算出方法が違うため、評価を行いません。また、ここにおける子宮がん検診は子宮頸がん検診を指します。

\*3 「身体に及ぶ暴力を受けたことがある」女性は、「あなたの夫や妻または恋人から、次のようなことをされたことがあるか」という問いに対して「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」と回答した人の割合の合計を指します。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画の基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であり、すべての人にとって暮らしやすい社会のことです。

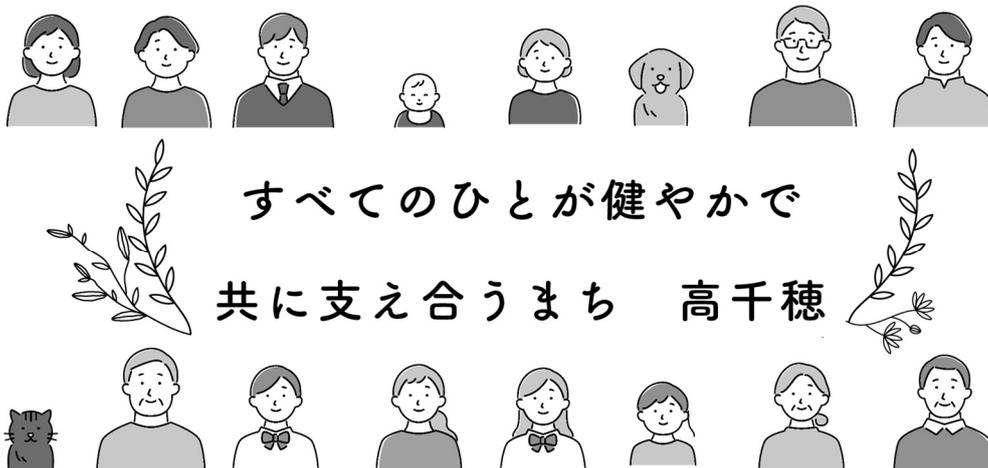
本町では、平成 28 年に男女共同参画基本計画を策定し、国の男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同に関する 6 つの理念を掲げ、男女共同参画に関する様々な施策・事業を推進してきました。

しかしながら、町民意識調査の結果にあるように、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識や、男女の生物学的・機能的な違いから、男女共同参画社会を推進することについて難しいといった認識が多くみられました。

また、幼少期から無意識のうちに形成されてきた物事への見方（※6アンコンシャス・バイアス）による差別・区別が根強く残っており、女性が活躍できる機会が失われています。そのため、誰もが自分らしく個性と能力が発揮できる環境を整えていくことが重要となっています。

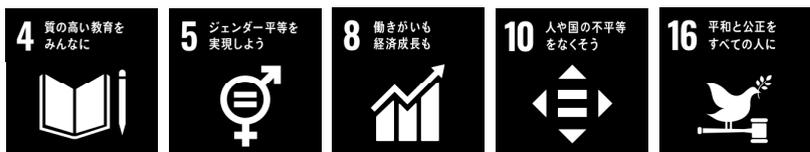
本計画においては、まちの最上位計画である「高千穂町総合長期計画」の基本目標3「豊かな人間性を育むまちづくり」において「男女共同参画社会の実現」を踏まえるとともに、日本を含め国連に加盟する世界 193 各国が目指す「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)の 17 の目標のうち、『4 質の高い教育をみんなに』『5 ジェンダー平等を実現しよう』『8 働きがいも経済成長も』『10 人や国の不平等をなくそう』『16 平和と公正をすべての人に』を本町として具現しようとするものです。

また、これまでの取り組みを引き継ぐとともに、現代社会を取り巻く新たな課題などに対応することで、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、以下の理念を掲げます。



関連する SDGs

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※6 「アンコンシャス・バイアス」とは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

## 2. 計画の基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現のための基盤づくり

女性の就業率やライフスタイル、世帯構造など、女性を取り巻く環境は変化しているにもかかわらず、長い時間をかけて形成されてきた性別に基づく固定的役割分担意識は根強く、「男は仕事、女は家庭」などによる制度や慣行は依然として存在しています。

本町の町民意識調査の結果をみても、固定的性別役割分担意識は一定数残っており、こうした状況は、個人が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、あらゆる立場の人々に男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進めていきます。



### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍の推進

少子高齢化の進行により労働力人口が急減する中で、社会情勢に対応し、活力ある地域をつくるためには、女性も含め、多様な人材がその能力を十分に発揮し、様々な分野へ参画することが必要不可欠です。

本町の審議会における女性委員の占める割合をみても、県の平均よりも全体的に低く、女性の政策・方針決定過程への参画については、今後の取り組みを加速させる必要があります。

働く女性が、男性とともにその能力を十分に発揮するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現や休暇取得など働き方の見直し、就業環境における男女格差の是正を促す必要があります。

女性の政策・方針決定過程への参画促進や、家庭や職場・地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

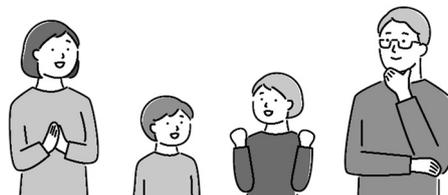


### 基本目標Ⅲ 多様性が尊重される安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに責任をもって、家庭・職場・地域活動を担い、様々な分野に参画できるようにすることが大切であり、個人としての尊厳が認められるよう、個性と人権を尊重し合うことが重要です。

本町の町民意識調査の結果をみると、防災・災害復興の分野において、男女両方の視点が入ることの重要性や、人権においては暴力に関する認識の高さが伺えます。

本町において男女共同参画の推進が図られるよう、生涯にわたる健康支援、社会的に弱い立場に置かれている人たちに向けた自立支援などの環境整備や、個人としての尊厳を保つため、あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備を推進します。また、すべての施策に多様な価値観や発想が取り入れられるよう、自治会などの地域活動や防災・災害復興の分野における女性の参画拡大を進めます。



### 3. 計画の体系

基本理念

基本目標

基本施策

すべてのひとが健やかで  
共に支え合うまち  
高千穂

**基本目標Ⅰ**  
男女共同参画社会  
の実現のための  
基盤づくり

1 男女共同参画社会の形成のための  
意識啓発

2 学校教育等における男女共同参画の  
理解の促進

**基本目標Ⅱ**  
あらゆる分野に  
おける男女の活躍  
の推進

1 社会における女性の活躍の場の拡大

2 男女の平等な就業環境の整備

3 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・  
バランス)の推進

4 地域における男女共同参画の推進

**基本目標Ⅲ**  
多様性が尊重  
される安全・安心な  
暮らしの実現

1 あらゆる暴力の根絶

2 生涯を通じた心身の健康支援

3 様々な生活困難を抱える人々への支援と  
多様性の尊重

4 防災分野における男女共同参画の推進

## 第4章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現のための基盤づくり

#### Ⅰ-1. 男女共同参画社会の形成のための意識啓発

##### 【現状と課題】

本町では、男女共同参画に関する意識啓発について、宮崎県いきいき女性アドバイザーの会「高千穂天照」と共催した講演会の開催やパネル展の実施、広報誌での啓発等を行っています。また、生涯学習講座や町民のつどいを毎年開催し、男女共同参画に関する学習機会を継続して設けています。（町民のつどいは、令和2年度中止。）

教育現場における男女共同参画への取り組みとしては、各教科や総合的な学習の時間などで、情報収集の仕方や正しい情報の選び方を発信し、メディア・リテラシーの育成を行っています。

しかしながら、町民意識調査の結果では、男女の平等意識について、学校教育の場を除き、いまだに男性の方が女性よりも優遇されていると感じる割合が高くなっています。

そのため、社会における制度や慣行によって、性別による役割分担の固定化や差別・格差等を助長していないかを見直しながら、男女共同参画に関する意識啓発や情報提供を行っていく必要があります。

##### 【施策の方向】

#### ①理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感し、理解することができるよう、男女共同参画の理念についてわかりやすい広報・啓発を推進します。

No.	具体的施策	担当課
1	広報誌・テレビ高千穂・町公式のホームページやLINE等、多様なメディアを通じて男女共同参画の理解促進を図るため、広報・啓発に取り組みます。	企画観光課
2	男女共同参画の意識や現状を把握するための統計資料・関連情報を広く収集するとともに、男女共同参画に関する法令や計画について理解を広げるための広報・啓発を推進します。	企画観光課
3	「人権啓発強調月間」や「人権週間」などの機会を通じて、男女平等の人権問題に関する町民の認識を深める広報・啓発を推進します。	総務課
4	広報誌・テレビ高千穂・インターネット等、多様なメディアを通じて人権意識の高揚、差別意識の解消につながる広報・啓発を推進します。	総務課
5	家庭、職場などにおいて、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、広報・啓発に取り組みます。	企画観光課

【施策の方向】

②男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

広報、出版物における表現が性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画に配慮したものとなるよう、広報・啓発に取り組みます。

また、インターネットをはじめ様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、受け手側が主体的に判断できるよう、メディア・リテラシーの育成・向上に努めます。

No.	具体的施策	担当課
6	「公文書作成の手引き」を作成し、町の作成する広報、出版物について、表現方法の統制を図ります。【新規】	総務課
7	町の作成する広報、出版物について、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。	全課
8	学校における情報教育を通して、様々なメディアからの男女共同参画を阻害する情報に対し、情報を正しく理解する能力の育成や、メディア・リテラシーの育成・向上に努めます。	教育委員会

【施策の方向】

③男女共同参画を推進する学習機会の充実

あらゆる世代の男女が、生涯にわたって男女共同参画の視点を学んだり、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開催や講師による情報提供など学習機会の充実を進めます。

No.	具体的施策	担当課
9	町内で講座を開催するなど、町民が身近な場所で男女共同参画について学習できる機会を増やすよう努めます。	企画観光課
10	女性が社会で指導的役割を果たす力を身につけることができるよう、意欲や能力を高めるための講座や研修を開催します。	企画観光課
11	男女平等など、人権問題に関する研修・学習ができる機会を増やすよう努めます。	総務課
12	宮崎県男女共同参画センター等で行われる講演会やワークショップなどを町民に案内することで、学習の機会につながるよう努めます。	企画観光課
13	生涯学習や町民のつどいなどを通して、男女共同参画に関する学習機会の提供に努めます。	教育委員会

## I-2. 学校教育等における男女共同参画の理解の促進

### 【現状と課題】

町民意識調査の結果では、本町における男女平等の意識について、学校教育現場においては、「平等である」と回答する割合が半数を超えるなど、男女平等の意識は広がりをみせています。

しかしながら、※7LGBTQ 等といった多様な性に関する考え方は、いまだ日本全体で十分に普及できておらず、学校教育の場や家庭・地域等において、アンコンシャス・バイアスによる「決めつけ」や「押しつけ」が常態化している現状にあります。そのため、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、無意識による思い込みや偏見を一人ひとりが自覚し、周囲に押しつけないための啓発活動が重要です。

家族形態や個人のライフスタイルが多様化する中、固定的性別役割分担にとらわれることなく、子どもたち一人ひとりの個性と能力が尊重されるよう、男女共同参画に関する教育を推進する必要があります。

### 【施策の方向】

#### ④子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

次代を担う子どもたちが、性別によってその可能性が狭められることなく、将来を見通した自己形成ができるよう、子どもの頃から男女共同参画の理解の促進を図ります。

No.	具体的施策	担当課
14	学校や家庭において、児童・生徒と保護者が人権について話しあうための啓発資料の作成を検討します。	教育委員会
15	児童・生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身につけることができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験活動等も実施しながら、総合的にキャリア教育を推進します。	教育委員会
16	共に支え合う社会の一員として、男女が協力して家庭を築き、家庭や地域の生活を創造する能力や実践的な態度を育てる教育を推進します。	教育委員会
17	保育・教育現場における男女共同参画の視点にたった取り組みを促進するため、現場の関係者に対し、研修、啓発等に関する情報を提供します。【新規】	教育委員会 福祉保険課

※7「LGBTQ」とは、L：レズビアン(女性の同性愛者)、G：ゲイ(男性の同性愛者)、B：バイセクシャル(両性愛者)、T：トランスジェンダー(心の性と身体の性との不一致)、Q：クイアやクエスチョニング(自らの性のあり方について、特定の枠に属さない人、わからない人)の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、多様な性を表す言葉の一つです。

## 基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女の活躍の推進

### Ⅱ-1. 社会における女性の活躍の場の拡大

#### 【現状と課題】

本町における女性の政策・方針決定過程への参画状況をみると、審議会等の女性委員比率は23.0%(令和2年度)となっており、女性が社会の様々な場面で、その能力を十分に発揮できていないのが現状です。これを受け、本町では令和2年の農業委員会改選時に、全体で少なくとも4名の女性委員候補者を推薦するよう、各地区公民館連絡協議会に通告しました。

しかし、本町の自治会では、多くの女性が携わる地域活動であっても、会長をはじめとする役職者に占める男性の割合が高くなっており、地域における女性の活躍の機会が制限されている状態にあります。

意思決定や対外的な交渉に参画することは、女性の\*エンパワメントにもつながることから、地域活動の運営・活動において男女共同参画意識の定着を働きかけ、意志決定の場における女性の登用のための取り組みを進める必要があります。

#### 【施策の方向】

#### ⑤政策・方針決定過程への女性の参画拡大

多様な考え方を生かした豊かで住みよい社会を築いていくため、町における各種審議会委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

No.	具体的施策	担当課
18	町の審議会等委員への女性登用を促進するため、人材情報の整備・充実を図るとともに、積極的な活用を推進します。	企画観光課
19	自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関と連携を取りながら、必要な情報提供などの支援を行います。	企画観光課
20	企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取り組み促進の啓発に努めます。	企画観光課
21	農業委員会等において女性委員の登用を進めるため、関係機関と連携し、農林業に携わる女性の方針決定の場への参画に向けた取り組みを推進します。	農林振興課



## II-2. 男女の平等な就業環境の整備

### 【現状と課題】

本町では、男女雇用機会均等法の周知や平等な就業環境づくりに関するチラシ等の配布等、雇用における男女間の待遇の是正や均等な労働機会の確保に向けた様々な取り組みを展開しています。

一方で、本町の女性の年齢別就業率をみると、20歳代後半から働く人の割合が減少し、30歳代後半から、徐々に増加するM字カーブの傾向が、以前に比べて浅くなり改善がみられるものの、いまだ解消にはいたっていません。また、活力ある農林業の実現に向けた取り組みでは、女性農業者の働きやすい環境づくりが課題となっており、今後、女性の多様な働き方への支援とともに、地域において女性農業者が十分に能力を発揮できる機会を設けることが重要となります。

男女が能力にあった処遇のもと、それぞれの個性と能力を十分に発揮しながら就業を継続することができるよう、就業環境を整備していくとともに、結婚、出産、子育て等を理由に一時離職した人の再就職支援の充実に向けて取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

#### ⑥雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の分野における実質的な男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の履行やポジティブ・アクションについての普及啓発に努めます。

No.	具体的施策	担当課
22	労働者が性別により差別されることなく能力が発揮できるような雇用環境の整備のため、広報誌や町ホームページを活用するなど、男女雇用機会均等法の周知・啓発に努めます。	企画観光課
23	広報誌や町ホームページを活用し、事業所や地域社会におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止に向けた広報・啓発に努めます。	企画観光課
24	関係機関と連携し、パートタイム労働法の周知や、就労相談窓口に関する情報提供を行います。	企画観光課

【施策の方向】

⑦活力ある農林業の実現に向けた男女共同参画の確立

女性の農林業経営や地域の方針決定過程への参画を促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で働くための環境整備を推進します。

No.	具体的施策	担当課
25	女性の認定農業者を育成するとともに、固定的性別役割分担意識の解消や、女性の役割の適正な評価につなげるなど、男女共同参画と農業経営の一体的な向上を目指します。	農林振興課
26	経営管理や栽培技術等に関する能力を高めるための学習会や個別支援を行う際、女性農業者への参加促進や、女性の経営参画を推進します。	農林振興課
27	農林漁業に携わる意欲的な女性による「6次産業化」に向けた取り組みや企業活動を推進します。	農林振興課
28	意欲的な女性農業者のリーダーの育成を進めるとともに、女性リーダーの活動を支援します。	農林振興課

## Ⅱ-3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、男女がゆとりをもって自分らしく働き、家庭生活や地域活動等に自ら希望するバランスで取り組むことができるワーク・ライフ・バランスの促進が必要です。本町では、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、育児・介護休業法やファミリーサポートセンター等の周知に加え、延長保育等の保育サービスの提供を推進してきました。

しかし、ファミリーサポートセンターの運営開始から現在まで、実際に利用につながるケースが少なく、現在のファミリーサポートセンターの枠組みの中では利用希望者の要望に沿えないケースも発生しており、育児の援助を行うサポーターからも活動に対する不安の声が寄せられています。

本町では、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、引き続き、多様な働き方を可能とする制度やサービスの周知・啓発を図るとともに、ファミリーサポートセンターや放課後児童クラブの機能充実を図ります。

### 【施策の方向】

#### ⑧仕事と家庭の両立を支援する情報の提供

仕事と家庭の両立の実現に向けて、労働時間短縮を促進する制度等の両立支援に関する情報を提供します。

No.	具体的施策	担当課
29	関係機関と連携し、労働時間短縮を促進するため、育児・介護休業法等の関係法令や助成金の周知・啓発に努めます。	企画観光課
30	家庭生活に関する学習機会や情報提供の充実を図ることで、家族が一体となった家事・育児・介護等への参画を促進します。【新規】	企画観光課

【施策の方向】

⑨多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

多様な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

No.	具体的施策	担当課
31	休日保育、一時・特定保育、延長保育、病後児保育など、多様な保育サービスの充実を促進します。	福祉保険課
32	放課後児童クラブの運営支援を行うなど、放課後児童対策を推進します。	福祉保険課
33	ファミリーサポートセンターの周知・啓発を図るとともに、利用者のニーズにあった支援に努めます。	福祉保険課
34	子育て中の保護者に対する学習機会の提供、家庭教育を支援する人材養成のための講座を実施します。	教育委員会
35	役場内において、本町のモデル事業である、男性職員の配偶者出産休暇や育児休暇の積極的な取得を推進します。【新規】	総務課 企画観光課

## II-4. 地域における男女共同参画の推進

### 【現状と課題】

地域における男女共同参画を進めるには、住民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚をもち、性別を問わず積極的に地域活動へ参画していくことが重要です。本町では、男女共同参画の周知・啓発を目的とした講演会や研修会を多数開催するなど、住民や職員への意識啓発に取り組んできました。

しかし、学校や家庭等、地域の様々な場において男女共同参画を実現する上では、地域活動に携わる人のみならず、地域と関わりのある若い世代をはじめとする幅広い世代に向けて、男女共同参画に関する教育・学習の機会を設けることが必要です。

本町では引き続き、様々な対象に応じた男女共同参画に関する意識啓発を行うとともに、住民一人ひとりが、性別に関わらず主体的に地域活動へ参画できるよう、関係機関との連携を図りながら、誰もが地域で活躍できる社会の実現を目指します。

### 【施策の方向】

#### ⑩地域における男女共同参画の基盤づくり

男女共同参画が地域に暮らす人々にとって身近なものとなるよう、本町における男女共同参画の推進体制を整備するとともに、地域で男女共同参画を推進する人材への支援を行います。

No.	具体的施策	担当課
36	男女共同参画社会づくりを支援するための情報提供及び町職員を対象とした研修を行います。	企画観光課
37	男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動の支援を行うとともに、女性が活躍しやすい環境を整えるため、地域へ意識啓発を行います。	企画観光課
38	地域のリーダー等に対する男女共同参画の学習機会の提供や活動支援を行い、男女共同参画推進の活動の活性化を図ります。	企画観光課
39	地域において男女共同参画推進に取り組んでいる公民館女性部等の女性団体の活動の活性化を図ります。	教育委員会

### 【施策の方向】

#### ⑪地域づくり、観光、環境の分野における男女共同参画の推進

地域づくり、観光、環境の分野において、女性の視点や能力を十分反映することができるよう、人材育成やネットワークづくりの支援を促進します。

No.	具体的施策	担当課
40	地域づくり団体への情報提供等により、男女を問わず地域住民による自主的な地域づくり活動を支援します。	企画観光課
41	男女を問わず地域住民が郷土の魅力を高める取り組みに参加できるよう、個性や能力に応じた役割分担を各団体と連携しながら行います。	企画観光課 建設課

## 基本目標Ⅲ 多様性が尊重される安全・安心な暮らしの実現

### Ⅲ-1. あらゆる暴力の根絶

#### 【現状と課題】

配偶者やパートナー等に向けたあらゆる暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害にあたります。しかし、家庭内や親しい人間関係の中で発生する暴力は、周囲からの理解が得られず、誰にも相談できずに悩みを抱えてしまうなど、問題が顕在化しにくい傾向にあります。そのため、あらゆる暴力の根絶に向け、被害者が相談しやすい体制を整えることが重要となります。

本町では、あらゆる暴力の防止・根絶に向け、メディアや広報等を活用し、DV やハラスメントの周知・啓発に取り組んでいます。

また、役場内においても県の主催する研修会に定期的に参加するなど、相談に応じる職員の資質の向上に取り組んでいます。

町民意識調査結果では、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の認知度について、女性では 26.2%、男性では 30.2%と、男性の方が女性よりも高くなっています。

本町では引き続き、警察に相談するなどの状況が深刻化する前に、被害者が相談できる場を提供するなど、男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、関係機関と連携しながら、暴力を許さない社会意識の醸成に向けて取り組みます。また、家庭や地域、学校等で DV や人権侵害についての効果的な啓発を進め、青少年の段階からの暴力への正しい認識の定着を図ります。

#### 【施策の方向】

#### ②暴力の根絶に向けた広報・啓発

DV(デートDV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、様々なハラスメント等、暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を推進します。

No.	具体的施策	担当課
42	配偶者等からの暴力に対する正しい理解を広め、暴力は許さないという認識を徹底させるために、各種メディアによる広報の充実や、啓発用リーフレット等の配布、また、講演会・研修会への参加を促進します。	企画観光課
43	「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会をとらえ、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。	企画観光課
44	学校教育、社会教育の場において暴力を許さない教育を推進するとともに、青少年の健全な育成に努めます。	教育委員会
45	ポスターや広報誌等の各種媒体を活用し、様々なハラスメント防止対策が促進されるよう、事業所等への啓発に努めます。	企画観光課
46	役場内における様々なハラスメント等防止のため、適切な対応を図るほか、研修・会議等を通じて職員への周知を図ります。	総務課

## 【施策の方向】

### ③配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援体制の充実

DV を許さない社会的気運の醸成を図るとともに、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図り、被害者の保護・自立支援に向けた総合的な対策を推進します。

No.	具体的施策	担当課
47	DV を未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、町の LINE を活用した DV に関する相談窓口・電話相談などの情報提供を行います。	企画観光課
48	DV 被害の早期発見のため、町・警察等関係機関が情報の共有、提供に努めるとともに、被害者が安心して相談できる体制づくりに取り組みます。	福祉保険課
49	DV 相談窓口の明確化、また、県・近隣市町村等との合同研修会の実施等、実情に応じた DV 対策への取り組みを支援します。	福祉保険課
50	被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、相談窓口における機能を充実させるとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者の意志を尊重したきめ細やかな支援を行います。	福祉保険課
51	被害者それぞれの状況に応じた迅速で安全な保護体制を強化するとともに、自立に必要な情報提供及び助言等による支援を推進します。	福祉保険課

### Ⅲ-2. 生涯を通じた心身の健康支援

#### 【現状と課題】

生涯にわたる健康づくりを進めるにあたっては、男女がお互いの身体の違いを十分に理解することが重要です。本町では、関係機関との連携を図りながら、妊娠・出産に伴う様々な支援のほか、身体・性についての正しい理解の普及を目的とした性教育を実施しています。また、高齢者サロン、サテライトにおける健康講話や地域での健康教育を実施するなど、住民の健康づくりに向けた様々な取り組みを推進しています。

しかしながら、町民意識調査の結果では、妊娠・出産の自己決定権であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、「知らない」と回答した割合が全体の8割以上を占める結果を示しています。

そのため、引き続き生涯を通じた健康づくり活動を支援するとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の啓発や学習機会の提供に取り組むことで、ライフステージに応じた選択が尊重される社会の実現を目指します。

#### 【施策の方向】

##### ④性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の重要性について、広く社会に浸透させ、男女がともに正確な知識をもって、自ら健康管理を行うことができるようにするための施策を推進します。

また、妊娠・出産期は、女性にとっての大きな節目であり、健康上、不安定な時期になることから、安心して子どもを産むことができるように支援するとともに、不妊に悩む夫婦への支援も行います。

No.	具体的施策	担当課
52	妊婦健康診査及び産後健康診査について助成券を発行し、財政的な支援を行うことで、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図ります。	保健福祉総合センター
53	子どもを安心して産み、健やかに育てる環境づくりを推進するため、不妊治療を受ける夫婦に対し経済的支援を行います。	保健福祉総合センター
54	児童・生徒の発達段階に応じ、学校と連携して性教育を行います。	保健福祉総合センター
55	産科医療機関をはじめとする各関係機関との連携体制の整備を図りながら、ライフステージに合わせた心身の健康支援を行います。	保健福祉総合センター

## 【施策の方向】

### ⑤生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

健康教育や相談体制を充実させることにより、その時の健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにすることで、ライフステージに応じて、生涯を通じた健康の保持増進を図ります。

No.	具体的施策	担当課
56	生涯を通じた健康管理ができるよう、健康診断や各種がん検診の受診率向上に努めます。	保健福祉総合センター
57	女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実に努めます。	保健福祉総合センター
58	心身ともに健康な体づくりに向け、ライフステージに応じた健康講話や健康づくりに関する情報提供を行います。	保健福祉総合センター
59	健康をおびやかす様々な問題についての情報提供を行い、病気の予防・啓発に取り組めます。	保健福祉総合センター
60	女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の従事者の育成など総合的ながん対策の推進を図ります。	保健福祉総合センター

### Ⅲ-3. 様々な生活困難を抱える人々への支援と多様性の尊重

#### 【現状と課題】

本町では、ひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国籍をもつ人等の多様な立場の人が地域で安心して暮らすことができるよう、様々な取り組みを行っています。一方で、性的マイノリティの人々は、性の在り方への正しい理解がされていないために差別的な扱いを受けたり、偏見を恐れて周囲の人に打ち明けることができないなど、社会生活における支障がみられます。誰もが性別にとらわれず、多様な生き方を選択できるように、差別や偏見を解消していく必要があります。

町民意識調査の結果では、性的少数者(LGBTQ等)の人々への理解について、「LGBTQ等について正しい知識を得る機会がないこと」を課題としてあげる割合が高くなっています。

今後は、多様性を尊重する社会の実現に向けて、多様な性の理解の普及に努めるとともに、障がいや性別、国籍にとらわれることなく、誰もが地域社会に参画できるように、地域で複合的な課題を抱える人の状況に応じた相談・支援体制の整備に努めます。

#### 【施策の方向】

##### ⑯ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

子どもの養育や就業、経済的不安等の様々な困難に直面しやすいひとり親家庭に対し、経済的支援や日常生活の支援及び就労支援を総合的に推進します。

No.	具体的施策	担当課
61	ひとり親家庭の経済的な自立や負担の軽減を図るため、医療費助成事業や各種貸付金制度等の広報を行い、利用を促進し、経済的支援を推進します。	福祉保険課
62	生活困窮者の相談に応じた諸制度の支援を通して、自立促進に努めます。【新規】	福祉保険課

【施策の方向】

⑰高年齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

高年齢者や障がい者、外国人等、様々な生活上の困難を抱えている人々が自立し、安心して暮らせるよう、就労支援、生活環境の整備やその他必要な支援・サービスの提供を進めます。

No.	具体的施策	担当課
63	高年齢者の生きがいと社会参加を促進する「サロン・サテライト事業」を通じ、高年齢者の自立生活の助長を図ります。	保健福祉総合センター
64	地域包括支援センターでは、高年齢者の安定した生活が継続できるよう様々な総合相談に応じるとともに、関係機関と連携し、高年齢者やその家族の支援に取り組めます。	保健福祉総合センター
65	障がい者の地域生活への移行を推進するため、就労支援の強化や居住の場の確保など、障がい者の自立した生活を支援するとともに、障がい者が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、サービスの量の確保と質の向上を図ります。	福祉保険課
66	障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。	福祉保険課
67	外国人にとって暮らしやすい環境を整備するため、多言語による生活情報の提供や公共施設におけるわかりやすい案内表示を行うとともに、国際理解の推進を図ります。	教育委員会 企画観光課
68	多様な性の生き方の理解に向けた啓発を行います。【新規】	総務課
69	LGBTQ 等の多様な性に対する相談窓口の充実を図るとともに、役場職員に対する研修の実施を行います。【新規】	総務課



### Ⅲ-4. 防災分野における男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

近年、全国各地で大きな災害が発生し、避難所の設営や避難後の生活等、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分であるという事例が報告されています。そのため、防災分野での女性の参画促進を図るとともに、男女共同参画の視点に基づく防災体制の確立が求められます。本町では、広報等を活用した様々な情報提供や防災訓練等を行っているほか、令和3年には地域防災計画を見直し、災害対応における男女共同参画に取り組んでいます。

町民意識調査の結果では、防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことについて、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等）」・「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」・「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が求められており、男女双方の視点に立った早急な対応が求められています。

災害発生時に備え、地域の防災力向上を図るとともに、男女共同参画の視点に基づく活動を促進します。

#### 【施策の方向】

#### ⑧防災・災害対策における男女共同参画の推進

災害時の被災者支援における男女のニーズの違いなど、男女双方の視点からの配慮がなされるよう、男女共同参画の視点を取り入れた対策の整備を進めます。

No.	具体的施策	担当課
70	災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いなど具体的な配慮がなされるよう、地域防災計画の見直しを通じて、関係団体の意見を聞くなどの取り組みを進めます。	総務課
71	防災訓練や災害発生時において、女性や高齢者などの要配慮者等の視点に立った支援体制の整備を検討します。【新規】	総務課
72	町内会や公民館等内で組織される地域防災組織において、積極的に女性の参画を促進し、男女共同を配慮した避難所運営の啓発を行います。	総務課
73	地域防災力の要である消防団等の活動を活性化するため、防災教育や応急手当の普及指導などに取り組む女性消防団員、防災・減災について十分な意識・知識・技能を持つ防災士の育成を図ります。	総務課
74	復旧・復興のあらゆる場や組織に女性の参画を促進し、男女共同参画の視点の反映に努めます。【新規】	総務課

## 第5章 計画の推進及び数値目標

### 1. 町の推進体制

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、多くの部局に関係します。また、あらゆる施策が男女共同参画社会づくりに配慮して、企画、立案、実施をしていく必要があります。

そのため、副町長を会長、企画観光課長を副会長とし、各課長、保健福祉総合センター事務長、病院事務長、総看護師長、教育次長及び議会事務局長で組織する「高千穂町男女共同参画推進会議」を設置し、関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策の総合的な運営を図ります。

### 2. 関係機関との連携・協働

男女共同参画を進める様々な機関や団体等の果たす役割は重要であり、これらの団体等との連携を密にし、男女共同参画推進の自主的な活動を促進していきます。

### 3. 数値目標

本計画の進行管理において、3つの基本目標の進捗状況を客観的に評価するため、数値目標を設定します。

#### I 男女共同参画社会の実現のための基盤づくり

数値目標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備考・出典等
男女共同参画に関する言葉*1を「知っている」人の割合	53.2%	70.0%	町民意識調査
男女の平等感について、社会全体で「平等である」と思う人の割合	13.5%	50.0%	町民意識調査
男女共同参画に関する講座等開催	1回/年度	1回/年度	企画観光課内資料

\*1男女平等に関する言葉は「男女共同参画社会基本法」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV法)」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性のエンパワーメント」「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」「固定的性別役割分担意識」「積極的改善措置(ポジティブ・アクション)」「ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)」の各項目について「知っている(「よく知っている」「聞いたことがある」の合計)」と回答した人の割合の平均を指します。



## II あらゆる分野における男女の活躍の推進

数値目標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備考・出典等
「男は仕事、女は家庭」という考え方について否定的な意見の人*2の割合	56.8%	65.0%	町民意識調査
家庭における役割分担 「育児・子どものしつけ」について主に女性と回答した人の割合	46.6%	35.0%	町民意識調査
審議会など委員に占める女性の割合	24.8%	30.0%	企画観光課内資料
男性職員(町職員)の育児休業の取得割合	0%	10.0%	総務課内資料

\*2否定的な意見の人は「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対」「どちらかといえば反対」と回答した人の割合の合計を指します。

## III 多様性が尊重される安全・安心な暮らしの実現

数値目標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)	備考・出典等	
「配偶者暴力防止法(DV防止法)」を知っている人の割合	83.9%	90.0%	町民意識調査	
「身体におよぶ暴力を受けたことがある」*3 女性の割合	2.9%	0%	町民意識調査	
生涯を通じた 心身の健康支援	特定健診受診率	48.5%	60.0%	地域保健・健康 増進事業報告(国保)
	乳がん検診受診率	9.6%	50.0%	地域保健・健康 増進事業報告
	子宮がん検診受診率	16.9%	50.0%	地域保健・健康 増進事業報告
	大腸がん検診受診率	17.4%	50.0%	地域保健・健康 増進事業報告
消防団員の女性の割合	0.84%	1.5%	総務課内資料 女性団員数/全団員数	

\*3「身体に及ぶ暴力を受けたことがある」女性は、「あなたの夫や妻または恋人から、次のようなことをされたことがあるか」という問いに対して「医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける」「医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける」「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」と回答した人の割合の合計を指します。

# 参考資料

## 高千穂町男女共同参画推進条例

平成 27 年 10 月 1 日

条例第 33 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本理念(第 3 条)
- 第 3 章 町の責務等(第 4 条～第 8 条)
- 第 4 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 9 条～第 18 条)
- 第 5 章 高千穂町男女共同参画審議会(第 19 条～第 20 条)
- 第 6 章 雑則(第 21 条)
- 附則

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- (4) 事業者 町内において、あらゆる事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 教育に携わる者 社会のあらゆる分野において教育活動を行う者をいう。

### 第 2 章 基本理念

#### (基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活

活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 男女が互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に健康な生活を営むことができるように配慮されること。

(6) 国際社会における取組を勘案し、その動向に配慮すること。

### 第3章 町の責務等

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、町行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、町民、事業者及び教育に携わる者(以下「町民等」という。)と連携を図るよう努めなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、男女共同参画についての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、男女共同参画の形成に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

2 教育に携わる者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等親密な関係にある者からの身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。)

## 第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画の策定等)

第9条 町長は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画計画(以下「基本計画」という。)を定めるに当たっては、町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、高千穂町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第10条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の推進)

第11条 町は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進のために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域における環境の整備)

第12条 町は、その地域における生産、経営及びこれに関連する活動において、男女がその能力を十分に発揮し、適正な評価を受け、対等な構成員として参画する機会を確保するため、必要な環境の整備に努めるものとする。

(事業者及び町民の活動に対する支援)

第13条 町は、事業者及び町民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(相談等の処理)

第14条 町長は、第8条の各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に係る事案について、町民等からの相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、町民等からの苦情の申出があった場合は、これを適切に処理するよう努めるものとする。

3 町長は、前項の申出を処理するに当たって、必要と認めるときは、高千穂町男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画を推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(事業者への協力依頼)

第16条 町長は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(推進体制の整備)

第17条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

(推進状況の公表)

第18条 町長は、毎年度、男女共同参画に基づく施策の推進状況についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第5章 高千穂町男女共同参画審議会

(設置等)

第19条 町長は、男女共同参画の円滑な推進を図るため、高千穂町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 第9条に規定する基本計画に関する事項
- (2) 第14条第3項に規定する苦情の処理に関する事項
- (3) 前2項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項

(組織)

第20条 審議会は、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 高千穂町男女共同参画審議会規則

平成27年10月1日  
規則第16号

## (趣旨)

第1条 この規則は、高千穂町男女共同参画推進条例(平成27年条例33号)第20条第4項の規定に基づき高千穂町男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他町長が適当と認める者

## (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (関係人の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、男女共同参画に関する事務を所掌する課において処理する。

## (雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 高千穂町男女共同参画審議会委員

氏名	役職	備考
佐藤 さつき	高千穂町議会議員	会長
藤田 利廣	高千穂町議会議員	
吉村 順正	高千穂町教育委員	
甲斐 妙子	高千穂町人権擁護委員	
花田 則男	高千穂町民生委員児童委員協議会長	
富高 康雄	高千穂町公民館連絡協議会長	
喜田 鉞子	高千穂町公民館女性連絡協議会長	
田尻 哲朗	高千穂町商工会青年部副部長	
橋本 美代子	宮崎県いきいき女性アドバイザーの会 高千穂天照会長	副会長
藤野 由美	JA高千穂地区女性部副部長	

第 2 期高千穂町男女共同参画基本計画

発行年月:令和 4 年 3 月

編 集:宮崎県高千穂町企画観光課男女共同参画係

〒882-1192 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井13番地

TEL:0982-73-1207

FAX:0982-73-1225